

社会福祉法人わかかさ福祉会旅費支給規程
(兼：役員報酬規程)

第1条 社会福祉法人わかかさ福祉会（以下「当法人」という）の理事長、理事、監事、評議員及び施設職員が当法人及び施設の用務のため旅行するときは、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 前項の夫々の額は別表のとおりとする。

第3条 旅費の順路は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要、天災その他止むを得ない事情により通常の経路により旅行することが困難な場合には、公務上の必要及び安全な経路により計算する。

第4条 鉄道賃は、他に次の料金を支給することができる。

(1) 急行料金 片道 50Km以上

(2) 特別急行料 片道100Km以上

2 前項の料金は、該当列車を運行する路線に限る。

第5条 運賃の等級を設けない船舶による旅行は、その乗船に要する運賃とする。

第6条 長期（20日以上）に渉る研修会、講習会などの旅行の場合には、正規の旅行の支給額の範囲内で打切旅費を支給することができる。

第7条 公用車での旅行をする場合には、車賃、鉄道賃にかえて運転手当を支給する。

2 運転手当の額は次のとおりとする。

走行距離	手当の額
20Km以上40Km未満	500円
40Km以上100Km未満	1,000円
100Km以上	2,000円

3 自家用車での旅行をする場合には、車賃、鉄道賃にかえて運転手当及び車両借上賃を支給する。

4 前項の場合の運転手当及び車両借上賃の額は次のとおりとする。

走行距離	手当の額
20Km以上40Km未満	1,000円
40Km以上100Km未満	2,000円
100Km以上	4,000円

第8条 前第1条から第7条の規定にもかかわらず、当法人及び施設の所在地から100Km以内への旅行の場合は、日当を半額あるいは支給しないことがある。

第9条 この規程で定めるもののほか、旅費支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

付則1 この規程は平成17年1月28日から施行する。

2 この規程の施行により平成11年1月25日施行の同名の旅費規程はこれを廃止する。

別表

	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)	車 賃
理事長・理事・評議員	3,500円	15,000円	1,000円	15円/1Km
その他の職員	2,500円	13,000円	1,000円	15円/1Km

細則1 日当について、益田市内の場合は半額、同半日の場合は支給しない。

2 旅費について、主催者等の負担及び補助のある場合はこれを相殺する。また、主催者等の指定の料金がある場合はその額とする。

3 食卓料について、主催者等の指定した宿泊料又は参加料等に含まれている場合は、支給しない。

4 車賃について、旅行先において止むを得ずタクシー等の交通手段を利用した場合にはその額とする。ただし、必ず領収書を徴収し、報告しなければならない。